

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 2 月 28 日 (金) 第 595 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 1

### 人 事 委 員 会 公 告

○鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 3

### 公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 (※)  
(総務課取扱い) 6

○放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則の一部を改正する規則 (※)  
(交通指導課取扱い) 7

### 公 安 委 員 会 公 告

○警備業貴重品運搬警備業務 1 級, 同 2 級及び警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告  
(生活安全企画課取扱い) 7

○警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体, 法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体, 法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体, 法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は, 次のとおりである。

令和 7 年 2 月 28 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

#### 1 設立の届出があった政治団体

##### (1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地	公職の種類 (第一号)	1以上の市 町村の区域 等を単位と して設けら れる支部	届 出 年 月 日
自由民主党鹿 児島県衆議院 支部	三反園 訓	杉田 伸 治	鹿児島市谷 山中央3- 4701-4	衆議院議員	○	令和7年 1月31日

##### (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地	公職の種類 (第一号)	公職の候補 者の氏名及 び公職の種 類 (第二号)	届 出 年 月 日
尾辻朋実後援 会	尾辻 朋 実	尾辻 朋 実	鹿児島市南 林寺町26－ 9－202	参議院議員	尾辻 朋実, 参議院議員	令和 7 年 1 月 29 日

## イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
井上順二後援会	井上 順二	井上 順二	始良郡湧水町川添1325 － 5	令和 7 年 1 月 23 日
鹿児島県介護障害 福祉事業者政治連 盟	新地 一浩	堂園 春衣	鹿児島市下荒田 1－8 －11松久保ビル 3 F	令和 7 年 1 月 20 日
小坂けいご後援会	小坂 圭吾	河野 昌行	西之表市鴨女町102	令和 7 年 1 月 20 日
薩摩から子供の未 来を創る会	増田 精	増田 精	鹿児島市宇宿 1－14－ 28	令和 7 年 1 月 22 日
徳留和樹後援会	徳留 和樹	徳留 清子	薩摩郡さつま町二渡 1544	令和 7 年 1 月 28 日
中村ともや後援会	中村 友哉	中村 友哉	霧島市隼人町真孝1139 － 3	令和 7 年 1 月 6 日
西之表市の明るい 未来を創る会	内田 節生	古田 久	西之表市東町33番地	令和 7 年 1 月 9 日
南大隅に新しい風 を	大村 一裕	篠原 修治	肝属郡南大隅町根占川 北1275－12	令和 7 年 1 月 6 日
宮里ゆきひこ後援 会	宮里 幸彦	宮里 歩	日置市東市来町長里 2197－ 3	令和 7 年 1 月 6 日

## 2 異動の届出があった政治団体

その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
鹿児島県商工政治 連盟	森 義久	主たる事務 所の所在地	鹿児島市小松 原二丁目12－ 23	日置市伊集院 町妙円寺三丁 目71－13	令和 6 年 4 月 1 日
鹿児島県測量設計 コンサルタント政 治連盟	宇住庵 建 悟	代表者の氏 名	宇住庵 建悟	塚脇 伸	令和 6 年 5 月 29 日
神崎一よし後援会	神崎 一斉	主たる事務 所の所在地	霧島市溝辺町 麓2094－ 4	霧島市溝辺町 麓1395－ 3	令和 7 年 1 月 1 日
下園かずみ後援会	下園 和己	会計責任者 の氏名	安富 一哉	蔵前 鐵郎	令和 6 年 12 月 15 日
中村えいこ後援会	末吉 純二	政治団体の 名称	中村えいこ後 援会	中村えいこと 肝付町を応援 する後援会	令和 7 年 1 月 14 日
		主たる事務	肝属郡肝付町	肝属郡肝付町	

		所の所在地	新富5000番地	後田3098-2	
野間たけし後援会	野間 健	会計責任者の氏名	上 蘭 雅登	潟野 修一	令和 7 年 1 月 22 日
盛剛後援会	盛 剛	主たる事務所の所在地	奄美市伊津部 町27番10	奄美市名瀬安 勝町22-3	令和 6 年 12 月 25 日

## 3 解散の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院鹿児島県第2選挙区支部	奄美市名瀬港町5番26号マルサンビル112号	辻 健太郎	令和 6 年12月31日

## (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
上村龍生後援会	曾於市大隅町岩川6321-2	福満 清則	令和 6 年12月27日
貴島修後援会	南さつま市大浦町23455-1	貴島 陽子	令和 6 年6月6日
下玉利なつこと仲間たち	鹿児島市宇宿三丁目23-17	下玉利 奈津子	令和 6 年8月16日
てのくち里花後援会	鹿児島市谷山中央6-18-34	高岡 茂	令和 6 年12月20日
みんなの声でかごしまをつくる会	鹿児島市谷山中央6-18-34	樋之口 里花	令和 6 年12月20日
よねざわ守光後援会	大島郡喜界町湾391-1	向井 忠道	令和 6 年12月31日

## 4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
尾辻 朋実	尾辻 朋実	参議院議員	尾辻朋実後援会	鹿児島市南林寺町26-9-202	令和 7 年 1 月 28 日
中村 友哉	中村 友哉	鹿児島県議会議員	中村ともや後援会	霧島市隼人町真孝1139-3	令和 7 年 1 月 6 日

## 5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
田代 芳樹	田代よしき後援会	公職の種類	鹿児島市議会議員	鹿児島県議会議員	令和 6 年 4 月 29 日

## 人事委員会公告

## 鹿児島県職員採用試験公告

令和 7 年度鹿児島県職員採用試験 (大学卒業程度) を次のとおり実施する。

令和 7 年 2 月 28 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

## 1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容
県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	知事部局における事務
	農業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	畜産	
	農業土木	

「先行実施 枠」	土 木	知事部局における事務 警察本部 (警察署を含む。)における事務 知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	建 築	
行 政		
警察事務		
心 理		
福 祉		
農 業		
畜 産		
農業土木		
林 業		
水 産		
土 木		
建 築		
電 気		
化 学 I		
化 学 II		
栄 養 士		
保 健 師		

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
県職員採用 試験 (大学 卒業程度) 「先行実施 枠」	ア 平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者 イ 平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学 (4 年制以上のもの) を卒業した者若しくは令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
県職員採用 試験 (大学 卒業程度)	ア 平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者。ただし、保健師は平成 8 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた者 イ 平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学 (4 年制以上のもの) を卒業した者若しくは令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者

(2) 次の試験区分にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
福 祉	次のいずれかに該当する者 ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 82 条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和 8 年 3 月 31 日までに有する見込みの者 イ 児童福祉法第 13 条第 3 項に規定する児童福祉司の任用要件を有する者又は令和 8 年 3 月 31 日までに有する見込みの者 ウ 学校教育法の規定による大学 (短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 エ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 オ 精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士として登録された者又は令和 8 年 3 月 31 日までに登録される見込みの者 カ 児童福祉法に規定する保育士として登録された者又は令和 8 年 3 月

	31日までに登録される見込みの者 キ 教育職員免許法に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者又は令和 8 年 3 月 31 日までに有する見込みの者 ク 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条に規定する児童指導員の資格を有する者又は令和 8 年 3 月 31 日までに有する見込みの者
化 学 II	食品衛生監視員の任用資格取得者又は令和 8 年 3 月 31 日までに取得見込みの者
栄 養 士	管理栄養士の免許取得者又は令和 8 年 3 月 31 日までに行われる国家試験により取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は令和 8 年 3 月 31 日までに行われる国家試験により取得見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者（栄養士及び保健師を除く。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者

オ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

カ 鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）「先行実施枠」の試験区分「行政」受験者にあつては，現に鹿児島県内に本庁等所在地を置く公的機関の職員である者（任期の定めのある職員は除く。）

キ 鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）「先行実施枠」の試験区分「行政」以外の受験者にあつては，現に鹿児島県内に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職員である者（公的機関において任期の定めのある職員は除く。）

ク 鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）の受験者にあつては，「先行実施枠」の試験に申込みをした者

### 3 試験の方法，時期及び場所

#### (1) 第 1 次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用試験（大学卒業程度） 「先行実施枠」	令和 7 年 4 月 13 日（日）	鹿児島市 東京都	S P I 3（基礎能力試験）， P R 論文（注 1），専門試験 （注 2），エントリーシート （提出書類）（注 3）	令和 7 年 5 月 15 日（木）
県職員採用試験（大学卒業程度）	令和 7 年 6 月 15 日（日）	鹿児島市 東京都	教養試験，専門試験（注 4）， エントリーシート（提出書類） （注 3）	令和 7 年 6 月 24 日（火）

（注 1）P R 論文は，試験区分「行政」において実施し，第 2 次試験の対象者のみ，第 2 次試験の面接試験の参考とする。

（注 2）専門試験は，試験区分「農業」，「畜産」，「農業土木」，「土木」及び「建築」において実施する。

（注 3）エントリーシートは，第 2 次試験の面接試験においても使用する。

（注 4）専門試験は，栄養士及び保健師は実施しない。

#### (2) 第 2 次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用試験（大学	令和 7 年 5 月 中旬から 6 月		面接試験，適性検査	令和 7 年 6 月 中旬

卒業程度) 「先行実施 枠」	上旬	鹿児島市		
県職員採用 試験 (大学 卒業程度)	令和 7 年 6 月 下旬から 7 月 下旬		論文試験 (注 1), 面接試験, 適性検査	令和 7 年 8 月 上旬

(注 1) 論文試験は、行政、警察事務、栄養士、保健師において、第 1 次試験日に実施する。

#### 4 受験申込手続等

(1) インターネットにより申し込むこと。

	県職員採用試験 (大学卒業程度) 「先行実施枠」	県職員採用試験 (大学卒業程度)
申込受付期間	令和 7 年 3 月 5 日 (水) 午前 8 時 30分から同月 21 日 (金) 午後 5 時 15分までに鹿児島県電子申請共同 運営システムのサーバーに到達し たもの。	令和 7 年 4 月 22 日 (火) 午前 8 時 30分から 5 月 14 日 (水) 午後 5 時 15分までに鹿児島県電子申請共同 運営システムのサーバーに到達し たもの。
受験申込方法	e (いー) 申請 (鹿児島県電子申請共同運営システム) において、必 要な事項を入力し、申し込むこと。	

(2) 受験申込みは、一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

#### 5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間である。

#### 6 給与

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額が 221,100 円となり、職務経歴等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

#### 7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

#### 8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 県庁 (行政庁舎) 12 階

電話 (直通) 099-286-3893, 099-286-3894

## 公安委員会規則

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

### 鹿児島県公安委員会規則第 1 号

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成 10 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「聴聞を行う公安委員会の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

.....

放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

### 鹿児島県公安委員会規則第 2 号

放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則（平成 18 年鹿児島県公安委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 7 項中「必要事項を記入し」を「より、鹿児島県警察のホームページに掲載し、又は」に改め、「なお、当事者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法第 15 条第 3 項に規定する方法により行うときは、当該通知を公示と兼ねて行うことができる。この場合の公示は、道路交通法に基づく所在不明者の公告（別記第 8 号様式）により行うものとする。」を削り、同条第 8 項中「別記第 9 号様式」を「別記第 8 号様式」に改める。

第 12 条第 2 項中「別記第 10 号様式」を「別記第 9 号様式」に、同条第 5 項中「別記第 11 号様式」を「別記第 10 号様式」に、同条第 6 項中「別記第 12 号様式」を「別記第 11 号様式」に、同条第 7 項中「別記第 13 号様式」を「別記第 12 号様式」に改める。

別記第 7 号様式中

「3 当 事 者 住所  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」を削る。

別記第 8 号様式を削り、別記第 9 号様式を別記第 8 号様式とし、別記第 10 号様式から別記第 13 号様式までを 1 様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

## 公安委員会公告

警備業貴重品運搬警備業務 1 級、同 2 級及び警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務 1 級、同 2 級検定及び警備業雑踏警備業務 1 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 7 年 2 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

### 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級
- (2) 貴重品運搬警備業務 2 級
- (3) 雑踏警備業務 1 級

### 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

#### (1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 学科試験

令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(イ) 実技試験

令和 7 年 7 月 2 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 学科試験

令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(イ) 実技試験

令和 7 年 7 月 1 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

- ウ 雑踏警備業務 1 級
  - (ア) 学科試験  
令和 7 年 6 月 3 日 (火) 午前 9 時から午前 11 時まで
  - (イ) 実技試験  
令和 7 年 7 月 9 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで
- エ 検定当日の受付時間  
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
- (2) 実施場所
  - ア 学科試験  
鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)
  - イ 実技試験
    - (ア) 貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級  
宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1)
    - (イ) 雑踏警備業務 1 級  
鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)
- (3) 受検定員  
いずれの検定も 30 人 (宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。)
- 3 検定の受検資格
  - (1) 貴重品運搬警備業務 1 級  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者
    - ア 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
    - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
  - (2) 貴重品運搬警備業務 2 級  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
  - (3) 雑踏警備業務 1 級
    - ア 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
    - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 貴重品運搬警備業務 1 級
    - ア 学科試験
      - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
      - (イ) 法令に関すること。
      - (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両 (以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
      - (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
      - (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
      - (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
      - (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 貴重品運搬警備業務 2 級
    - ア 学科試験
      - (ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
  - (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
  - (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (3) 雑踏警備業務 1 級
  - ア 学科試験
    - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
    - (イ) 法令に関すること。
    - (ウ) 雑踏の整理に関すること。
    - (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
    - (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - イ 実技試験
    - (ア) 雑踏の整理に関すること。
    - (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
    - (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
令和 7 年 3 月 31 日 (月) から同年 4 月 11 日 (金) まで (鹿児島県の休日を定める条例 (平成元年鹿児島県条例第 37 号) 第 1 条の県の休日を除く。)
    - イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 貴重品運搬警備業務 1 級
      - (ア) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 9 条の検定申請書 (検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。) 1 通
      - (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
      - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
      - (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
      - (オ) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (3 の(1)のイに該当する場合に限る。) 1 通
      - (カ) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(1)のイに該当する場合に限る。) 1 通
    - イ 貴重品運搬警備業務 2 級
      - (ア) 検定申請書 1 通
      - (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉

- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
- ウ 雑踏警備業務 1 級
  - (ア) 検定申請書 1 通
  - (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
  - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通
  - (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
  - (オ) 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(3)の アに該当する場合に限る。） 1 通
  - (カ) 雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(3)のイに該当する場合に限る。） 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
  - ア 申請先  
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
  - イ 申請方法  
受検者本人がアの申請先に直接持参し、申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料
  - (1) 貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級ともに、16,000 円（16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
  - (2) 雑踏警備業務 1 級は、13,000 円（13,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
  - (3) 検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
  - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
  - (2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。
  - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
  - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）  
.....

## 警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

令和 7 年 2 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 検定の種別及び級の区分  
雑踏警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時
    - ア 学科試験  
令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで
    - イ 実技試験  
令和 7 年 7 月 23 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで
    - ウ 検定当日の受付時間  
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）
  - (3) 受検定員  
30 人（申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する  
こと。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する  
こと。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
令和 7 年 3 月 31 日（月）から同年 4 月 11 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例  
（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規  
則」という。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」とい  
う。） 1 通
    - イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ 3.0 セン  
チメートル，横の長さ 2.4 センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を  
記入したもの） 2 葉
    - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通
    - エ 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員  
又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者  
に限る。） 1 通
  - (3) 申請先及び申請方法
    - ア 申請先  
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島  
県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄  
する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

## イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参し、申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

## 6 検定手数料

13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。

## 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）